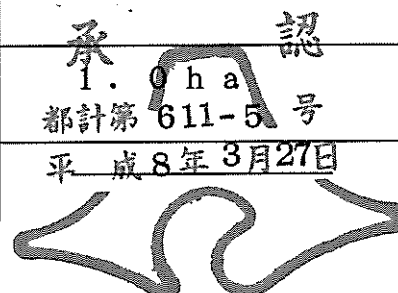


熱海国際観光温泉文化都市建設計画地区計画の変更

(熱海市決定)

都市計画 桜木町地区計画を次のように変更する。

名 称		桜木町地区計画	
位 置		熱海市桜木町地内	
面 積		約 3.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、熱海市の市街地を望む丘陵地であり、今後開発が予想される地域である。このため地区計画を策定することにより、生活道路、排水施設、公園等の施設を整備し、郊外の住宅地として緑豊かな、秩序ある良好な居住環境の維持を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は全て第1種住居地域となっているが、A地区は未開発地であり、B地区は既に建築物が建ち並んでいる地域である。これらの地域の状況に合わせてきめ細かい土地利用計画を定め、一定の宅地規模の確保、建築物の用途の純化、建築物の意匠、かき又はさくの基準を定めることにより、リゾート地にふさわしい高台の住宅地として、地区周辺の自然環境と調和した閑静で美しい街並みの形成を図る。	
	地区施設の整備の方針	既存の道路を拡幅整備し、地区内外の交通を円滑にかつ安全に処理できる道路とし、防災上及び土地の利用上支障のないように機能の向上を図る。 公園は、地区住民の利便性を考慮して適正に配置する。 排水施設は、区域から発生する流出量を充分流下できるものを整備する。	
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宅地規模の狭小化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2. 良好な住環境の形成を図るため、建築物の用途制限を定める。 3. 美しい街並みの形成を図るため、建築物の壁面の位置及び建築物の意匠を制限する。 4. 緑豊かな住宅地を形成するため、生けがきの設置を促進し、かき又はさくの構造を制限する。 	
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	_____	
地区整備	地区施設の配置及び規模	道 路	幹線道路1号線 幅員 7.5m 延長 420m " 2号線 " 6.0m " 310m 支線道路 " 4.0m " 180m
		公 園	桜ヶ丘公園 0.14ha
備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	A 地区 B 地区
		地区の名称	A 地区 B 地区
		地区の面積	2.5ha 1.0ha
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。	都計第 611-5 号 平成8年3月27日	



地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項		1. 建築基準法別表第二(イ)項第一号から第三号、第六号、第八号及び第九号に掲げるもの 2. 寮、保養所、研修所 3. 前各号の建築物に付属することができるものは、その用途に供する床面積の合計が当該敷地にある建築物の延べ面積の合計の三分の一以内で、かつ次のイ、ロ又はハの一に該当する用途のものとする。 イ. 第2種中高層住居専用地域に建築することができるもの ロ. 水泳場、アスレチッククラブ その他これらに類するもの ハ. 車庫	
		建築物の敷地面積の最低限度	230㎡	—————
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から3.0m、隣地境界線から2.0m以上離すこと。 ただし、別棟の車庫で延べ面積が20㎡未満のもの道路境界線からの後退については、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から2.0m、隣地境界線から1.0m以上離すこと。 ただし、別棟の車庫で延べ面積が20㎡未満のもの道路境界線からの後退については、この限りでない。
		建築物の意匠の制限	建築物の屋根、外壁等の部分の色彩は、白色、灰色、茶色、緑色、青色等を基調とした落ち着いたものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、コンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造又はレンガ造などとしなないこと。 ただし、高さ1.0m以下の部分若しくは門の袖で、その高さ及び道路に面する部分の左右両側の長さがそれぞれ2.0m以下のものについてはこの限りでない。		
土地利用の制限	現に在する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	—————		
備	考			

「区域は計画図表示のとおり」

承 認

都計第 611-5 号

平成 8 年 3 月 27 日

